



心身障害者扶養共済制度の年金を受けている皆様へ

心身障害者扶養共済制度とは？

●この制度は…
障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときなどに、障害のある方に終身一定の年金を支給するという任意加入の制度です。

●年金額は…
1 口加入の場合……月額2万円(年間24万円)
2 口加入の場合……月額4万円(年間48万円)

注意
●各種手続きや年金の管理が困難な場合は、「年金管理者」を指定し、手続き等をその方にご協力いただくことができます。
●「年金」を確実に受取るために、各種手続きは、必ず行ってください。

このようなときは、すみやかに お手続きを行ってください

毎年5月、現況届と住民票の写しを提出してください。
必要書類
●年金受給権者現況届書
●住民票の写し(4月以降に発行されたもの)
●ご提出がない場合、ご提出を受けるまでの間、年金が差し止められます。
都道府県・指定都市によって、手続きが異なる場合があります。

提出あり

年金 続行

提出なし

年金 差止

次に該当する期間の年金はお支払いしません。
●年金受給者の所在が一月以上不明のとき
●懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき
●日本国内に住所を有しないとき

年金 停止

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど
心身障害者扶養共済制度にかかると
ねんきん かくじつ うけ と
年金を確実に受取りください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど しょうがい
心身障害者扶養共済制度は、障害のある
かた ふよう かにゆうしゃ かた
ある方を扶養されていた加入者の方がお
な ば あい しょうがい かた
亡くなりになった場合などに、障害のある方
しゅうしん ねんきん しはら にん い かにゆう
に終身の年金が支払われるという任意加入
せい ど
の制度です。

ねんきん しきゆう
年金が支給されるようになってからも、
ねんきん つづ うけ と て つづ げんきょうとどけ
年金を続けて受取るための手続き(現況届
など)をとらないと、すみやかに年金をお支
はら ば あい
払いできない場合があります。

かにゆうしゃ かた せい ど かにゆう
加入者の方がこの制度に加入してい
たいし いく と て つづ
たご意思をお汲み取りいただき、手続
きはわす ねが
きはお忘れのないようお願いいたします。

ねんきん かんり て つづ こんなん
なお、年金の管理・手続きが困難に
な ば あい ねんきんかんりしゃ せい ど
った場合は「年金管理者」制度がありま
すので て つづ そうだん まどぐち そうだん
「手続き・相談の窓口」まで、ご相談くだ
さい。

て つづ おこな
このようなときは、すみやかに お手続きを行ってください

けっこん な まえ
結婚などでお名前が
かわったとき

ねんきん う と
年金を受け取っている
きんゆう き かん へんこう
金融機関を変更したい、
または変更したとき

じゅうしょ
住所がかわったとき

こうざ へんこう
口座を変更したい、
または変更したとき

ねんきんかんりしゃ してい
年金管理者を指定したい、
または変更したいとき

た ねんきんじゆきゆうしゃ
その他(年金受給者が
な
亡くなったときなど)

とどうふけん してい とし て つづ こと ばあい
*都道府県・指定都市によって、手続きが異なる場合がありますので、
しょうさい とどうふけん してい とし そうだん かくにん
詳細は都道府県・指定都市にご相談・ご確認ください。